

第

4

章

第4章 「快適」..
快適な生活環境の創造

「快適」：快適な生活環境の創造

亀山市一般廃棄物処理基本計画 (生活排水処理基本計画)



第4章 「快適」：快適な生活環境の創造

(亀山市一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画))

私たちが毎日の生活を送るまち。この「まち」での生活を快適なものにするためには、美しいまちを守るとともに、まちがより美しくなるよう取り組んでいかなければなりません。

また、発展する社会経済活動の中で事業活動による環境への負荷の低減の取組を重ねるとともに、きれいな水を守っていく必要があります。

本章では、私たちがこれからも健康で安全・安心な生活を営み、より快適で豊かな生活を実現するために必要な施策について記載しています。

「快適」：快適な生活環境の創造について

(1) 「快適」に関する現況

本市では、亀山市景観計画を定め、歴史や自然などの優れた景観を保全するとともに、道路ふれあい月間の実施、亀山市地区衛生組織連合会と連携した市内一斉清掃・クリーン作戦の実施や市民等のボランティアによる環境美化活動の支援など、市内における環境美化の取組を進めています。

また、市内各地の環境測定を継続して実施し、環境に関する現状を把握するとともに、事業者と行政との環境保全協定(※)の締結を進めるなど、事業活動による生活環境への影響の低減に努めています。

生活排水処理については、公共下水道の整備、農業集落排水施設の適正な維持管理、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、し尿処理施設の適正な運営管理を行っています。

一方、ごみの不法投棄や空き缶、吸い殻等の投棄は依然なくなっておらず、ペットのふん害、空き地や空き家の雑草管理などへの対応を求める声が大きくなっています。

また、事業活動が環境に与える影響は大きく、事業者による環境配慮の取組への関心が高まるとともに、公害苦情件数も増加傾向にあります。

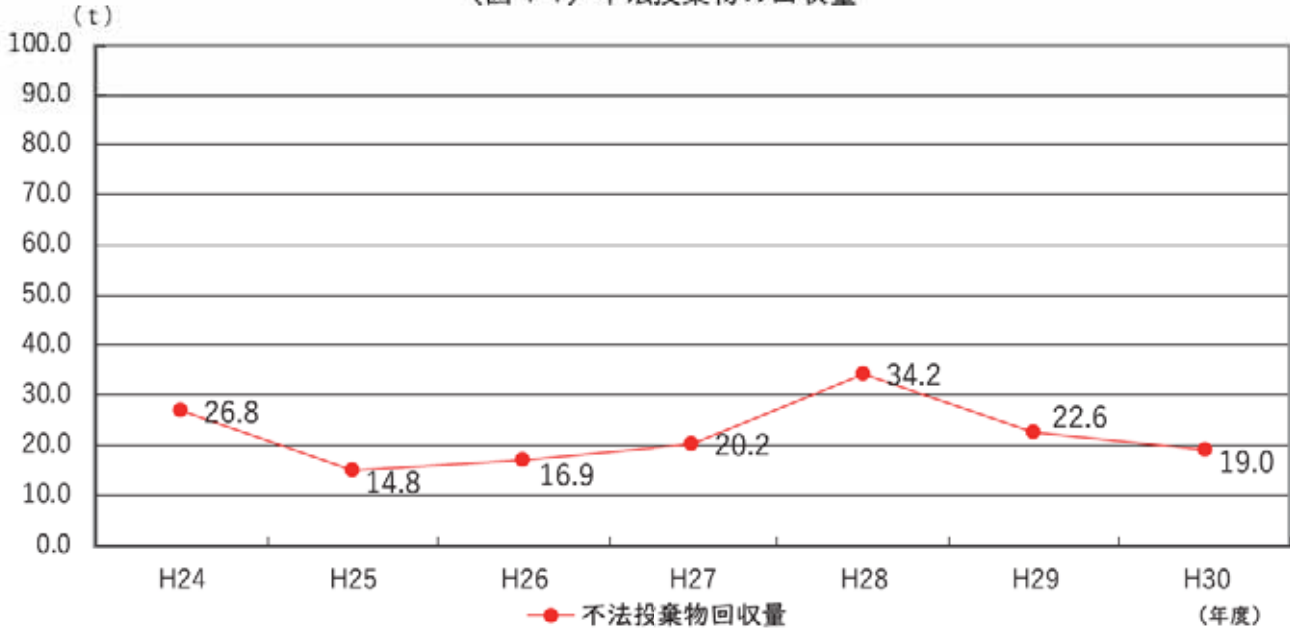
市内の主要河川については、定期的に行っている水質調査の結果によると、概ね良好な状態に保たれています。

※「環境保全協定」亀山市環境保全条例第10条の規定に基づき、周辺住民の健康と福祉の向上及び優れた生活環境の保全と豊かな自然環境の継続を図るため、事業者と行政の間で、法令等の規制よりも厳しい自主的な基準も含め設定した協定を締結したものを。

1) 不法投棄の状況

不法投棄物の回収量は年間20t前後で、週2回の不法投棄監視パトロールの実施や移動式監視カメラの設置により未然防止に努めています。

(図4-1) 不法投棄物の回収量



2) 公害苦情の状況

本市における公害苦情の状況は下表のとおりであり、2019(令和元)年度の公害苦情における公害苦情件数は、大気汚染(43%)、その他(20%)、水質汚濁(18%)、悪臭(11%)、騒音(8%)の順に多い状況です。

なお、2019(令和元)年度の大気汚染の苦情件数36件は全て野焼きに関する苦情でした。その他に分類される不法投棄が17件、油漏れ等による水質汚濁の苦情件数が15件と多くみられました。また、騒音による苦情件数は7件と減少しています。

過去5年間を通して、公害苦情の総数で見ると、2019(令和元)年度は84件で、2番目に多くなっています。

(表4-1) 公害苦情の状況

(単位：件)

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
H27	56	20	7	1	4	0	0	12	12
H28	73	21	15	0	0	0	0	6	31
H29	77	41	13	0	9	1	0	4	9
H30	95	37	14	0	14	2	0	6	22
R1	84	36	15	0	7	0	0	9	17

3) 河川の水質

水質汚濁に関する環境基準のうち、生活環境の基準については、河川、湖沼、海域別基準と利水目的に応じて水域を区分し、AA、A、B、C、D、Eの6つの類型を設けており、河川の水質を表す代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）（※）等の項目について、それぞれの水域類型ごとに基準値を定めています。

市内の主要な河川である鈴鹿川及び安楽川はAA類型、中ノ川はB類型に分類されており、その他の市内河川についての類型は設けられていません。

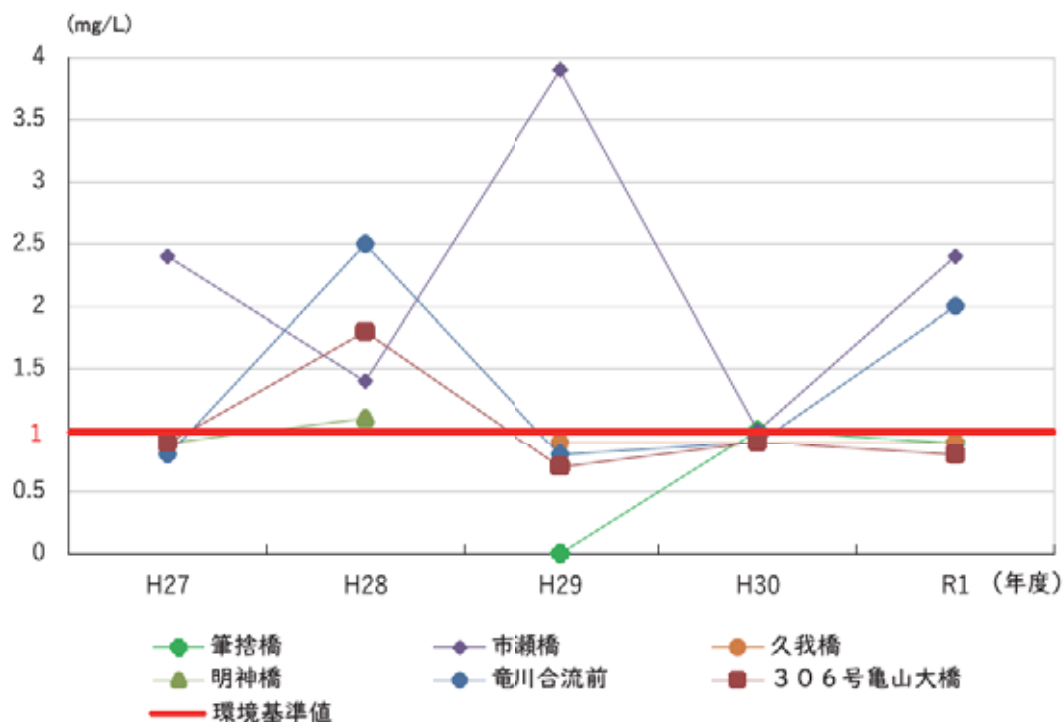
AA類型は最も厳しい基準が適用され、AA類型の鈴鹿川及び安楽川は、BODが1.0mg/L以下、また、B類型の中ノ川では、BODが3.0mg/L以下になるように河川の水質を監視しています。

なお、市内の主要な河川である鈴鹿川、安楽川及び中ノ川の水質（BOD）は、近年概ね環境基準値を下回っており、市内の主要な河川の水質はほぼ良好な水準に保たれています。

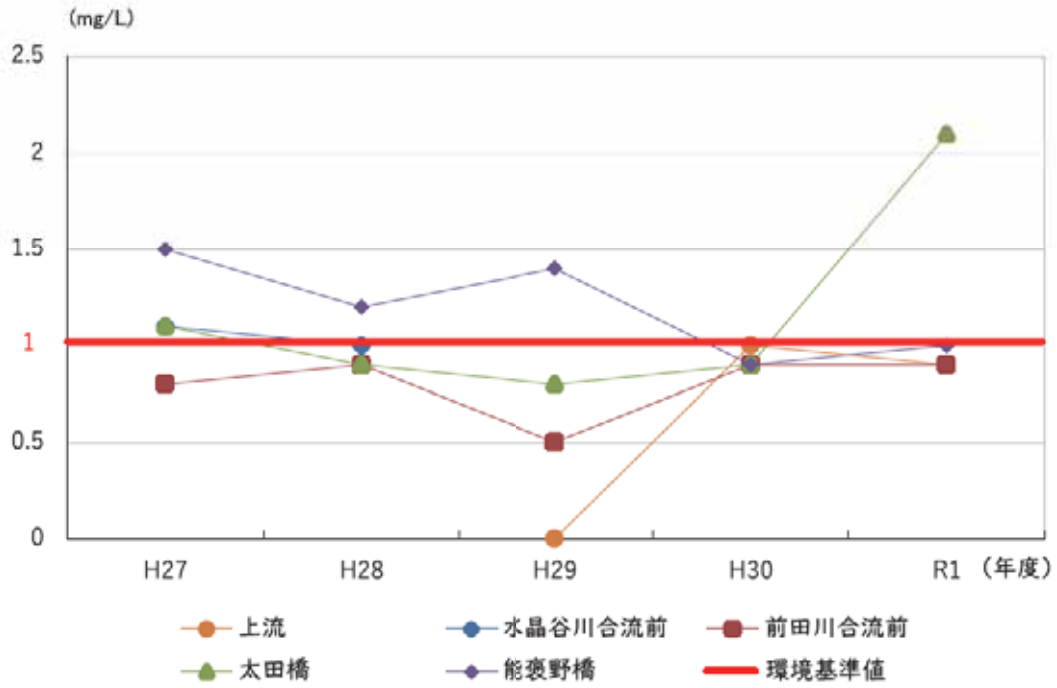
これは、水洗化・生活雑排水処理人口（生活排水処理人口）の増加や事業者と行政との環境保全協定に基づく取組によるものと考えられます。

※「生物化学的酸素要求量（BOD）」：微生物が水中の有機物を分解するために必要な酸素の量であり、この値が大きいと有機物が多く汚れているということになります。

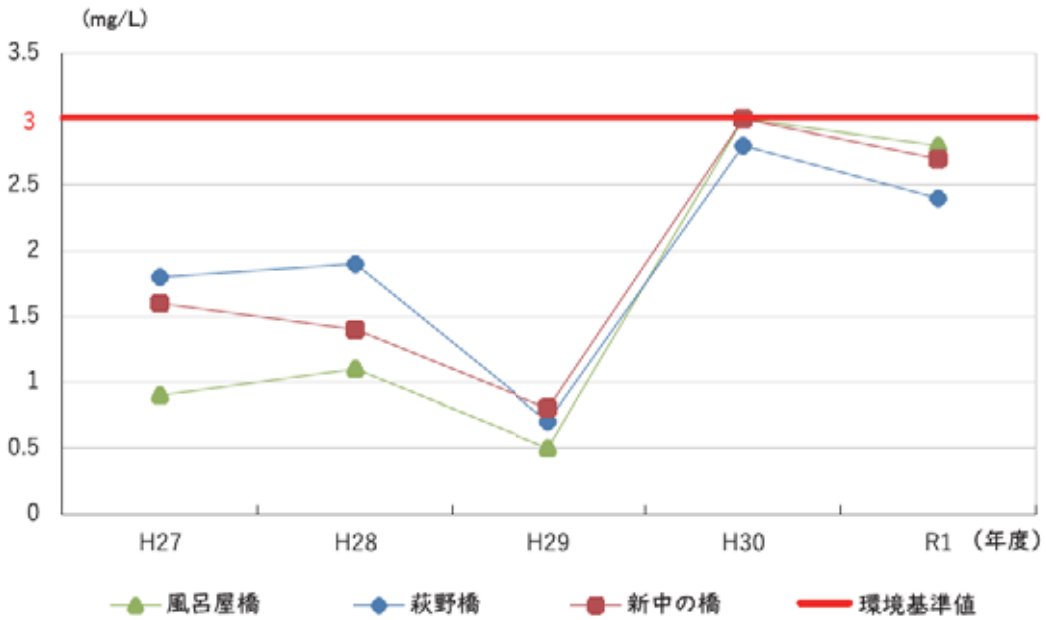
（図 4-2）鈴鹿川の水質 BOD の経年変化



(図 4-3) 安楽川の水質 BOD の経年変化



(図 4-4) 中ノ川の水質 BOD の経年変化



4) 生活排水処理の状況

・処理形態別人口の推移

本市の「水洗化・生活雑排水処理人口（生活排水処理人口）」（※1）は、公共下水道及び農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の普及に伴い増加傾向にあり、ここ10年間で約14%増加し、2019（令和元）年度は40,332人で、生活排水処理率（※2）は81.4%となっています。

一方、単独処理浄化槽の「水洗化・生活雑排水未処理人口」（※3）及びし尿取りの「非水洗化人口」（※4）は減少傾向にあり、2010（平成22）年度以降ここ10年間で約37%減少し、9,221人となっています。

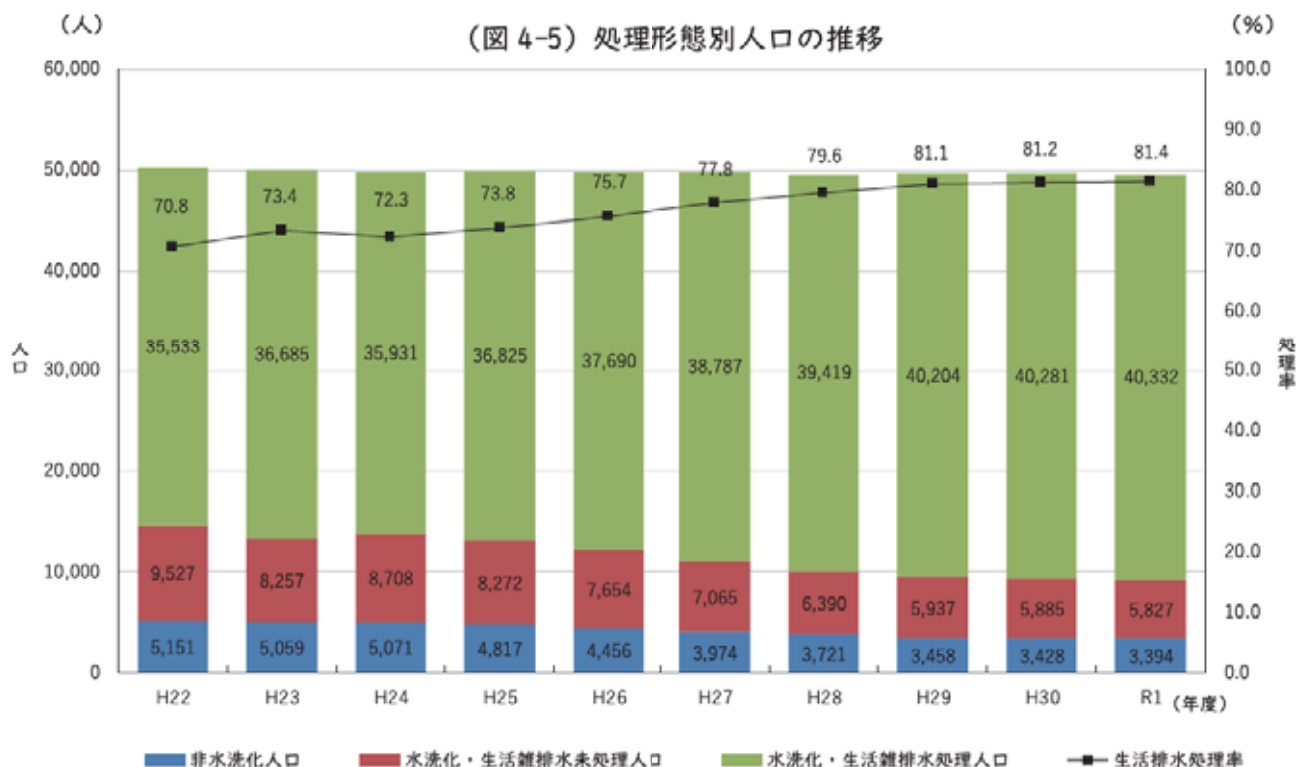
（表 4-2）処理形態別人口の推移

（単位：人）

項目 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1. 人口	50,211	50,001	48,710	49,914	49,800	49,584	49,530	49,599	49,594	49,553
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	35,533	36,685	35,931	36,825	37,690	38,787	39,419	40,204	40,281	40,332
公共下水道	17,051	17,474	16,033	16,581	17,575	18,343	19,217	19,972	20,144	22,178
農業集落排水処理施設	6,336	6,510	6,580	6,587	6,437	6,959	6,826	6,876	6,832	6,844
大型合併処理浄化槽	2,822	3,072	3,298	3,475	3,557	3,654	3,699	3,729	3,730	1,042
合併処理浄化槽（個人型）	9,324	9,629	10,020	10,182	10,121	9,831	9,677	9,627	9,575	10,268
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	9,527	8,257	8,708	8,272	7,654	7,065	6,390	5,937	5,885	5,827
4. 非水洗化人口	5,151	5,059	5,071	4,817	4,456	3,974	3,721	3,458	3,428	3,394
し尿	5,151	5,059	5,071	4,817	4,456	3,974	3,721	3,458	3,428	3,394

人口資料：毎年3月末時点の亀山市住民基本台帳人口
（亀山市生活排水処理アクションプログラム（令和3年3月策定）人口）

（図 4-5）処理形態別人口の推移



※1「水洗化・生活雑排水処理人口（生活排水処理人口）」公共下水道人口+農業集落排水施設人口+合併処理浄化槽人口

※2「生活排水処理率」人口に占める水洗化・生活雑排水処理人口の割合

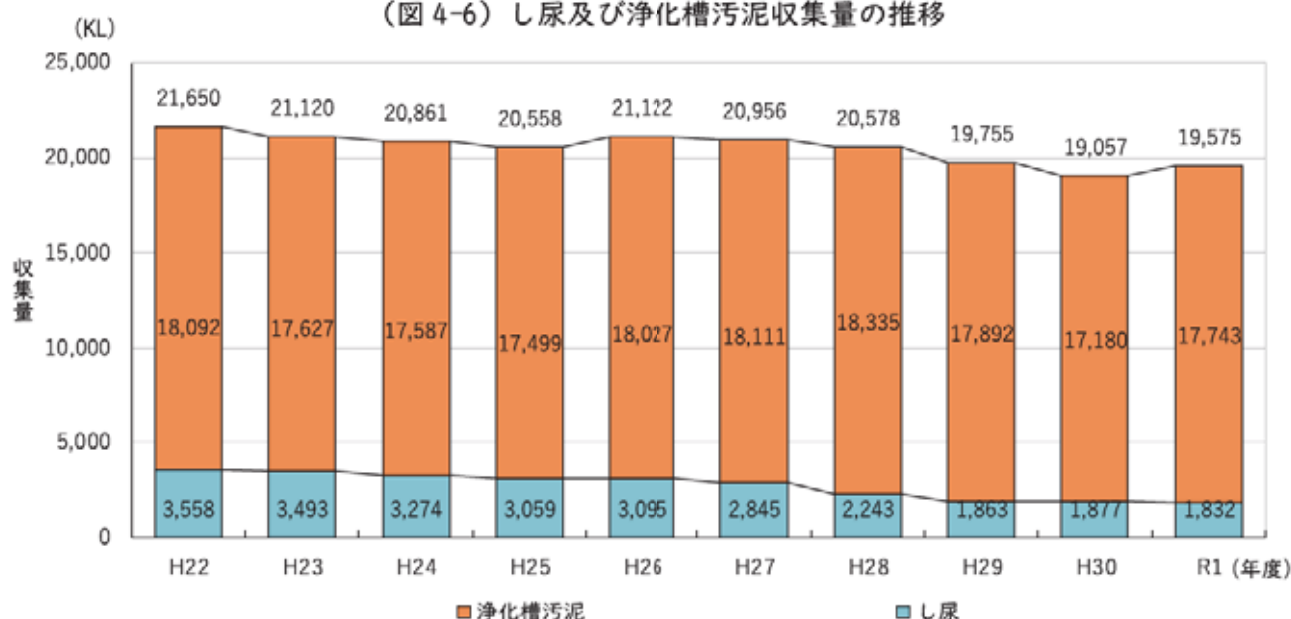
※3「水洗化・生活雑排水未処理人口」単独処理浄化槽人口

※4「非水洗化人口」し尿（汲み取り）人口

・し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水処理を含む。）の収集量

ここ10年間におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量の推移を見ると、浄化槽汚泥収集量には増減が見られますが、し尿収集量は減少しており、全体で見ると減少傾向にあります。

（図4-6）し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移



・収集原単位

全収集量実績及び処理形態別人口実績から、し尿及び浄化槽汚泥の収集原単位を算出したところ、変動はあるもののほぼ横ばいで推移しており、2019（令和元）年度の原単位はし尿が1.48L/人・日、浄化槽汚泥が2.03L/人・日となっています。

（表4-3）収集原単位の推移

（単位：L/人・日）

品目 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1/H22
し尿	1.89	1.89	1.76	1.74	1.90	1.89	1.65	1.48	1.50	1.48	0.78
浄化槽汚泥	1.77	1.76	1.68	1.68	1.78	1.83	1.78	1.87	1.81	2.03	1.15
農業集落排水処理施設	2.17	2.15	2.08	2.13	2.19	2.09	2.24	2.16	2.27	2.33	1.07
合併・単独処理浄化槽	1.65	1.64	1.56	1.55	1.66	1.75	1.61	1.77	1.65	0.90	0.55

備考）合併処理浄化槽は、大型合併処理浄化槽を含む。

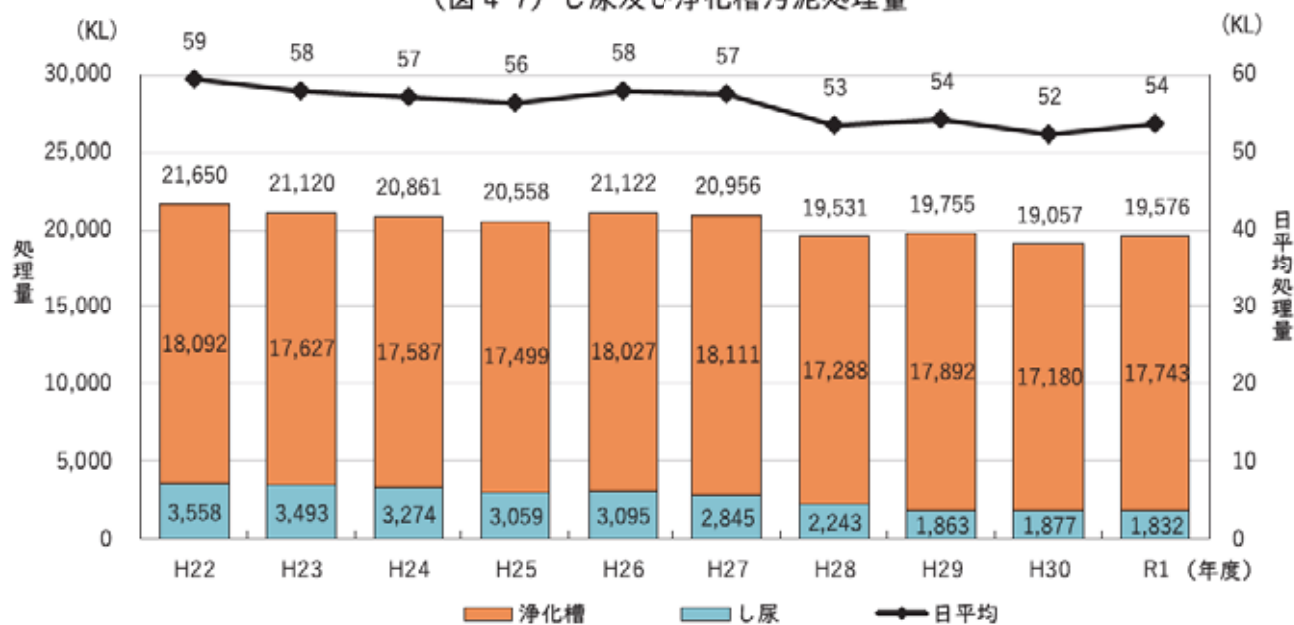
R1/H22は、平成22年度収集原単位に対する令和元年度収集原単位の増減比率を示す。

・し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水処理を含む。）の処理量

市域で収集したし尿及び浄化槽汚泥は、2016（平成28）年度までは亀山市衛生公苑及び関衛生センターし尿処理場で処理してきました。しかし、し尿等の搬入量の減少及び近年の浄化槽汚泥の増加による搬入性状の変化や施設老朽化への対応、施設統廃合による効率的な処理及び経費縮減を目的として2015（平成27）年度・2016（平成28）年度に亀山市衛生公苑基幹的設備改良工事を実施しました。これにより、関衛生センターし尿処理場を廃止し、2017（平成29）年度からは亀山市衛生公苑で一元的に処理しています。処理量は減少傾向にあり、2019（令和元）年度の1日当たりの処理量は約54KLとなっています。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理比率は概ね1：9となっており、し尿の処理率が年々減少しています。

（図4-7）し尿及び浄化槽汚泥処理量



・処理形態別人口の予測

「生活排水処理アクションプログラム（令和3年3月策定）」を基に亀山市人口ビジョンの将来推計に置き換えて算出した処理形態別人口の予測は表4-4となります。

公共下水道の整備により、水洗化・生活雑排水処理人口のうち、公共下水道は今後も増加し、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）及び非水洗化人口（し尿）は減少すると予測されます。また、水洗化・生活雑排水処理人口のうち農業集落排水施設は「亀山市農業集落排水施設最適整備構想（令和元年度策定）」を基に、田村地区を2016（令和8）年度以降に公共下水道へ編入する計画等により減少すると予測されます。

(表 4-4) 処理形態別人口の予測

(単位：人)

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1. 人口	49,530	49,599	49,594	49,553	49,790	49,857	49,974	49,991	50,058	50,176	50,092	50,058	50,074	49,990	49,956
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	39,419	40,204	40,281	40,332	41,235	41,762	42,289	42,819	43,347	43,814	44,253	44,700	45,147	45,602	46,034
公共下水道	19,217	19,972	20,144	22,178	23,056	23,874	24,692	25,514	26,336	27,537	29,563	30,337	31,111	31,893	32,795
農業集落排水処理施設	6,826	6,876	6,832	6,844	6,828	6,821	6,814	6,807	6,801	6,784	5,505	5,485	5,476	5,467	5,462
大型合併処理浄化槽	3,699	3,729	3,730	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042
合併処理浄化槽（個人型）	9,677	9,627	9,575	10,268	10,309	10,025	9,741	9,456	9,168	8,451	8,143	7,836	7,518	7,200	6,735
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	6,390	5,937	5,885	5,827	5,405	5,200	4,995	4,789	4,584	4,423	4,204	3,987	3,769	3,553	3,347
4. 非水洗化人口	3,721	3,458	3,428	3,394	3,150	2,895	2,640	2,383	2,127	1,889	1,635	1,371	1,108	835	575
し尿	3,721	3,458	3,428	3,394	3,150	2,895	2,640	2,383	2,127	1,889	1,635	1,371	1,108	835	575

実績 ← → 予測

・ 処理形態別収集量の予測

処理形態ごとの人口を踏まえて、収集量を直近3カ年の収集原単位の平均を用いて予測しました。

処理形態別収集量は、農業集落排水汚泥については農業集落排水施設の公共下水道への接続により2016（令和8）年度以降減少していくと予測されます。また、公共下水道の整備に伴い、合併・単独処理浄化槽汚泥やし尿の収集量も減少していくものと予測されます。

(表 4-5) 処理形態別収集量の予測

(単位：人、KL)

年度	農業集落排水		合併・単独浄化槽		浄化槽汚泥計	し尿		収集量合計	人口合計
	処理人口	汚泥量	処理人口	汚泥量		収集人口	収集量		
H28	6,826	5,607	19,766	11,681	17,288	3,721	2,243	19,531	30,313
H29	6,876	5,424	19,293	12,468	17,892	3,458	1,863	19,755	29,627
H30	6,832	5,654	19,190	11,526	17,180	3,428	1,877	19,057	29,450
R1	6,844	5,818	17,137	11,925	17,743	3,394	1,832	19,575	27,375
R2	6,828	5,623	16,756	8,831	14,454	3,150	1,718	16,172	26,734
R3	6,821	5,602	16,267	8,550	14,152	2,895	1,574	15,726	25,983
R4	6,814	5,596	15,778	8,293	13,889	2,640	1,436	15,325	25,232
R5	6,807	5,590	15,287	8,035	13,625	2,383	1,296	14,921	24,477
R6	6,801	5,601	14,794	7,797	13,398	2,127	1,160	14,558	23,722
R7	6,784	5,571	13,916	7,314	12,886	1,889	1,027	13,913	22,589
R8	5,505	4,521	13,389	7,037	11,558	1,635	889	12,447	20,529
R9	5,485	4,505	12,865	6,762	11,266	1,371	746	12,012	19,721
R10	5,476	4,509	12,329	6,498	11,007	1,108	604	11,612	18,913
R11	5,467	4,490	11,795	6,199	10,689	835	454	11,143	18,097
R12	5,462	4,486	11,124	5,847	10,332	575	313	10,645	17,161

実績
↑
↓
予測

・生活排水処理率の予測

生活排水処理率を表4-6のとおり予測しました。今後も公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進により、水洗化・生活雑排水処理人口の増加が予測されることから、計画目標年度の2030（令和12）年度における水洗化・生活雑排水処理人口は46,034人に、生活排水処理率は92.1%になると予測されます。

（表4-6）生活排水処理率の予測

（単位：人、％）

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1.人口	49,530	49,599	49,594	49,553	49,790	49,857	49,924	49,991	50,058	50,126	50,092	50,058	50,024	49,990	49,956
2.水洗化・生活雑排水処理人口	39,419	40,204	40,281	40,332	41,235	41,762	42,289	42,819	43,347	43,814	44,253	44,700	45,147	45,602	46,034
3.水洗化・生活排水未処理人口	6,390	5,937	5,885	5,827	5,405	5,200	4,995	4,789	4,584	4,423	4,204	3,987	3,769	3,553	3,347
4.非水洗化人口	3,721	3,458	3,428	3,394	3,150	2,895	2,640	2,383	2,127	1,889	1,635	1,371	1,108	835	575
生活排水処理率（2/1）	79.6%	81.1%	81.2%	81.4%	82.8%	83.8%	84.7%	85.7%	86.6%	87.4%	88.3%	89.3%	90.3%	91.2%	92.1%

実績 ← → 予測

(2) 「快適」に関する現状と課題

- ①本市におけるごみの不法投棄や空き缶、吸い殻等の投棄は依然なくなっておらず、ペットのふん害、空き地や空き家の雑草管理の問題が顕著化するなか、空き缶や吸い殻等の投棄を防止するとともに、空き地の雑草管理やペットのふん害への取組を行う等、まちの美観の維持・向上を図る必要があります。
- ②本市における環境美化活動は、亀山市地区衛生組織連合会や自治会と連携した市内一斉清掃・クリーン作戦等の実施など市内一律の取組が中心でした。今後、事業者も含めた市民・事業者・行政の連携と協力により、各地域の特性に応じた環境美化の仕組みづくりを進める必要があります。
- ③本市では、市内各地の環境測定を継続して実施し、市域の環境基準の達成状況など、環境に関する状況の把握に努めるとともに、それらを取りまとめた「亀山市の環境」を毎年公開し、広く環境測定の結果を市民に公表しています。
今後も、こうした取組を継続し、市内の環境に関する状況の把握と公開を行っていく必要があります。
- ④本市においては、市内に立地する事業者との間で、鈴鹿川浄化対策促進協議会（※）の水質基準により、法令等の規制を上回る自主的な基準を設定するなどした環境保全協定を締結するなど、事業活動が環境に与える影響の低減に取り組んできました。
事業活動が環境に与える影響は大きく、また、事業者の環境保全活動に対する社会的な期待が高まるなか、事業者による環境配慮の取組を促進し、環境と経済の調和が図られたまちづくりを進めていく必要があります。
- ⑤本市の生活排水対策は、公共下水道や農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の普及促進を図ることにより進めており、生活排水処理率は2019（令和元）年度で81.4%まで向上しました。しかし、公共下水道等への接続を行っていない戸建てや、合併処理浄化槽に転換していない未処理施設も見受けられます。そのため、引き続き下水道等への接続等の促進に取り組んでいく必要があります。
- ⑥市内の主要河川の水質は、生活排水処理率の向上等により、概ね良好な状況に保たれており、それらの源流域を有する本市においては、今後も継続して良好な水質を維持していく必要があります。
- ⑦2031（令和13）年度に、現有し尿処理施設の稼働計画最終年度を迎えることから、次期し尿処理施設のあり方について検討や調整を進める必要があります。
- ⑧市域内で土砂等の埋立等が計画された際は、三重県と連携し、周辺的生活環境や自然環境に配慮した適正な埋立等を促進する必要があります。
- ⑨建設残土の不適切な埋立て等が三重県南部をはじめ全国的に問題になっており、三重県は、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を2020（令和2）年4月に施行しました。今後は、三重県と連携し、土砂等の埋立て等の適正化を促進する必要があります。

※「鈴鹿川浄化対策促進協議会」鈴鹿川水域の浄化を図るため、総合的、一体的な計画の推進と協力体制を強化し、もって水質の保全と生活環境の保護に寄与するために、四日市市、鈴鹿市及び亀山市を構成市として設置された協議会。

(3) 位置付けと趣旨

亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：第6条

本章では、基本構想における基本施策『「快適」：快適な生活環境の創造』を達成するための取組方針と施策及び成果指標を記載しています。

また、本章「快適」、第1章、第2章、第7章及び第8章を併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく、本市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画「亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）」として位置付けます。

なお、亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備等について記載した「亀山市生活排水処理アクションプログラム」の上位計画であり、「亀山市生活排水処理アクションプログラム」は本計画の内容に基づき策定されます。

「亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）」策定の趣旨

現在までの計画の進捗状況や課題等を踏まえ、長期的視点にたった一般廃棄物の適正な処理を図るとともに、快適な生活環境と健全な水環境を維持していくために「亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）」を策定します。

(4) 生活排水処理基本計画に係る水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の予測

処理形態ごとの人口等を踏まえると、本市における生活排水処理率は、2025（令和7）年度には87.4%、2030（令和12）年度には92.1%になると予測されます。

（表4-8）水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の予測

	現状	予測	予測
	2019年度 （令和元）年度	2025年度 （令和7）年度	2030年度 （令和12）年度
人口	49,553人	50,126人	49,956人
水洗化・生活雑排水処理人口	40,332人	43,814人	46,034人
水洗化・生活雑排水未処理人口	5,827人	4,423人	3,347人
非水洗化人口	3,394人	1,890人	575人
生活排水処理率	81.4%	87.4%	92.1%

2 取組方針と施策

「美しいまちをつくる」

まちの美観を維持・向上する。

施策の方向

- 1) 環境美化に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) まちの美観の維持・向上への取組の推進
- 3) 不法投棄の防止に関する取組の推進

施策

- 1) 環境美化に関する周知・啓発活動等の実施
 - ・広報かめやま、ホームページ等に環境美化に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
 - ・亀山市地区衛生組織連合会と連携し、街頭啓発活動や環境美化活動表彰を通して、環境美化に関する意識の向上を図ります。
- 2) まちの美観の維持・向上への取組の推進
 - ・亀山市地区衛生組織連合会と連携した市内一斉清掃の実施や、自治会による道路ふれあい月間における活動を通して、市内における環境美化の取組を進めます。また、地域環境美化の推進のあり方について検討を行います。
 - ・まちの憩いの場である公園・緑地等の維持管理について、市民が身近な公共の場である公園や緑地などの里親となって清掃等のボランティア活動を支援する制度（アダプトプログラム）の拡大を図ります。
 - ・空き地や空き家の雑草等の管理、空き缶や吸い殻等の放棄の防止やペットのふん害の防止等のための取組を促進します。
 - ・犬や猫がみだりに繁殖することがないように、犬や猫の避妊手術及び去勢手術の実施を促進します。

- ・景観計画に基づく届出制度により、歴史や自然などの優れた景観の保全を図ります。また、閑宿内の伝統的建造物の修理修景を促進することによって貴重なまちなみの保存を進めるなど、本市の大きな魅力である固有の歴史的風致の維持向上を図ります。

3) 不法投棄の防止に関する取組の推進

- ・広報かめやま、ホームページ等に不法投棄の防止に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ・不法投棄監視カメラの設置及び監視パトロールの実施により、不法投棄を未然に防止するとともに、亀山市地区衛生組織連合会等と連携し、不法投棄の早期発見・早期回収を図ります。
また、回収した投棄物から投棄者の特定に努め、警察と連携し、厳正な対応を行います。

「環境と経済の調和を図る」

環境に配慮した事業活動を促進する。

施策の方向

- 1) 環境影響の調査・監視
- 2) 環境への負荷の低減

施策

- 1) 環境影響の調査・監視

- ・環境調査(※)を行い、環境基準への適合状況等を把握し、生活環境の保全上問題が無いかを確認するとともに、その状況を公表します。
- ・市内の工場や事業所において環境影響の調査を行い、排出基準との適合状況を確認するとともに、必要に応じて工場等に対する指導等を行います。
- ・市内河川にゴルフ場排水を放流しているゴルフ場については、施設設置時に行った環境影響評価に基づく指針値の遵守状況について定期的に監視を行い、必要に応じて農薬の使用等について指導等を行います。
- ・生活環境の保全に係る公害苦情について原因の追及を行うとともに、必要に応じて原因者に対する指導を行います。
- ・農業経営における農薬や肥料等の適正使用について周知・啓発を行うとともに、畜産排水に係る水質調査を行い、必要に応じて指導等を行います。
- ・市内危険物施設の立入検査を実施することで、危険物の適正な管理・使用・処理に関する指導を行います。

※「環境調査」水質調査、大気調査、ダイオキシン類調査、水生生物調査、環境騒音調査及び道路交通振動調査

- 2) 環境への負荷の低減

- ・法令等に基づく規制基準等の周知及びその遵守に関する指導を行うとともに、環境保全協定の締結を推進します。なお、一定量以上の排水を鈴鹿川水域に放流する事業者については、鈴鹿川浄化対策促進協議会の水質基準により、環境保全協定を締結するよう要請します。

- ・公共工事に伴い発生する残土をはじめ、市域内外から搬入される建設残土については、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、三重県と連携し、土砂等の埋立て等の適正化を図ることにより、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に努めるとともに、適正に再利用が図られるよう監視します。
- ・農業生産において、化学肥料、農薬の使用等による環境への負荷の軽減に配慮した環境への負荷の少ない環境保全型農業の普及促進を図ります。

「きれいな水を守る」

生活排水処理対策を推進する。

施策の方向

- 1) 生活排水処理への意識の向上
- 2) 生活排水処理対策の推進
- 3) し尿処理施設の整備等に関する検討

施策

- 1) 生活排水処理への意識の向上
 - ・広報かめやま、ホームページ等に生活排水処理対策や水質保全に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
 - ・個人管理の合併処理浄化槽の一部では、本市のみならず県下でもその管理（保守点検、清掃、法定点検）が適正に行われていない状況です。そのことから、その適正管理に関する周知啓発に三重県と連携して取り組みます。
- 2) 生活排水処理対策の推進
 - ・生活排水を適正に処理することにより、快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、生活排水処理アクションプログラム及び流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、公共下水道未普及地域における生活排水処理施設の効率的な整備を推進するとともに、供用済区域での接続率の向上を促進します。また、適切な施設の維持管理を図ります。
 - ・農業集落排水施設については、供用済地区での接続率の向上を促進するとともに、老朽化した農業集落排水施設は、亀山市農業集落排水施設最適整備構想に基づいた公共下水道への接続や統廃合及び、農業集落排水事業（機能強化対策）による再編等により、機能強化対策事業計画に基づいた適正な施設の維持管理を図ります。
 - ・公共下水道処理計画区域及び農業集落排水事業区域以外の区域については、合併処理処理浄化槽の設置を促進します。
 - ・雨水排水機能の向上のため、計画的な排水路の整備を行うとともに、既設排水路の適切な維持管理を図ります。

- ・し尿処理施設については、引き続き長寿命化計画に基づく大規模整備工事を実施するとともに、施設の適切な維持管理を行うことにより、適正かつ安定した浄化槽汚泥及びし尿の処理と効率的な操業に取り組めます。

3) し尿処理施設の整備等に関する検討

- ・2031（令和13）年度に、現存し尿処理施設の稼働計画最終年度を迎えることから、次期し尿処理施設のあり方については、近隣自治体との施設の集約化と広域処理も含めた検討を進め、その方針等を示した「し尿処理施設整備基本構想」の策定に取り組めます。

3 成果指標

基本施策である『「快適」：快適な生活環境の創造』の達成に向け、次の成果指標を設定し、取組を推進していきます。

なお、基本施策の達成に向けた取組を通して、関係するSDGsのゴールの達成に貢献していきます。

「快適」：快適な生活環境の創造

指標① 環境美化ボランティア登録団体数

現状値：2019（令和元）年度 31団体

目標値：2025（令和7）年度 35団体

目標値：2030（令和12）年度 40団体

環境美化ボランティア登録団体数：道路及び公園等に係る環境美化ボランティア登録団体数

指標② 環境保全協定の締結数

現状値：2019（令和元）年度 77件

目標値：2025（令和7）年度 86件

目標値：2030（令和12）年度 100件

指標③ 生活排水処理率

現状値：2019（令和元）年度 81.4%

目標値：2025（令和7）年度 87.4%

目標値：2030（令和12）年度 92.1%

生活排水処理率：人口に占める水洗化・生活雑排水処理人口の割合



ワークショップや関係団体等へのヒアリングでいただいた主な意見

- ・自治会と共同での作業システムを構築する（雑草に関する問題等）。
- ・美しい亀山のアピール（ポイ捨てがしにくいように）。

